

## 宇都宮地方裁判所委員会（第2回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成16年3月24日（水）13：30～15：40

2 場所 宇都宮地方裁判所中会議室

3 出席者（委員・50音順，敬称略）

東弘，板橋賢二，小杉美津江，込山晴康，柴恵子，代田郁保，田中徹歩，中野哲弘，伴靖，星野一，山崎順子

用松信夫は，欠席

（庶務）

中井憲一事務局長，宮尾成明民事首席書記官，高久茂男刑事首席書記官，中田康夫事務局次長，長郷道明総務課長，本田千鶴総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長挨拶

(2) 新任委員等の自己紹介

(3) 意見交換等

(4) 次回の意見交換テーマについて

(5) 次回開催日について

5 配布資料

別紙1「配布資料等目録」のとおり

6 議事経過

(1) 委員長挨拶

(2) 新任委員等の自己紹介

(3) 意見交換

意見交換テーマは，別紙2「意見交換事項」のとおり

1. 宇都宮地裁における情報発信について（意見交換事項1(1)，(3)，(4)）

市民は、裁判所は法の裁きをする所であるとのイメージを持っている。裁判所は、もっとサービスの内容をPRしたり説明を積極的に行えばよいと思う。

(委員)

裁判所は、裁く、裁かれるというイメージが強く、庁舎に入りづらい。最近、裁判所構内入口付近に緑色の大きな「裁判所」の標識が設置されているが、このように外的なものを設置するののも一つのPRになると思う。裁判所は、もっと裁判所の仕事をPRしたらよいし、PRの方法として、メディアを使ったらよいと思う。(委員)

情報発信、PRの媒体として各種のパンフレットが地裁1階のホールにあるが、これでは来庁者しか利用できない。裁判所も、政府の広報のようにテレビ、新聞を使ってもよいと思う。また、市民に裁判所の業務の内容、役割について知ってもらうため、もっと裁判所主催の講習会等を開催したらよいと感じた。

(委員)

栃木県警は、一昨年、「警察安全相談窓口」を発足した。相談件数は、年々増えており、昨年は48,000件もあった。裁判所には、様々な手続きがあるが、どうアドバイスすべきか、悩むところも多々あるので、制度について関係機関が勉強できる機会を設けてもらいたい。(委員)

連合栃木でも、「何でも相談ダイヤル」というものを実施している。そして、毎月、「5」がつく日には、顧問弁護士に依頼して無料相談も行っている。これらの活動については、新聞、ラジオ、ホームページ、街頭でのビラ配りによって宣伝をしている。そのおかげで、年々3、4割増加している。相談件数の半分が法律相談、半分が労働関係のトラブルであった。その際、問題解決の手だてとして裁判所が行っている相談も利用できればと感じたので、横の連携が必要であると考えている。(委員)

宇都宮地裁が「裁判所公開講座」をやると聞いて、新聞社内部で驚きの声が出たくらいである。私としては、裁判所には、あくまでも法の裁きのイメージ

があってよいと思っており，裁判所としての権威を保ちながら，市民との間のスタンスを測っていてもよいと思った。ただし，裁判所は，マスコミに遠慮していると思うので，四半期，半年単位でもいいので，事件数の増加等が見られた場合，情報提供をしていただけると，裁判所の状況も理解しやすくなるのではないか。（委員）

資料2に基づいて，「宇都宮地方裁判所の広報活動」を概況説明（庶務）

裁判所には，広報用ビデオがあるとのことだが，どのような機会に市民に見せているのか。（委員）

団体による裁判所見学の際にお見せすることが多い。そのほかにも，学校に対する裁判傍聴のお誘いの際に，希望があれば学校等へ広報ビデオを貸し出しをする旨説明している。（庶務）

「多重債務解決のために～手続案内～（宇都宮地裁製作）」は，3月10日に開催された「裁判所公開講座」のために宇都宮地裁・簡裁が他の裁判所で製作したビデオを宇都宮版に編集したビデオである。その他のビデオは，最高裁で製作したものである。（委員長）

市民向けに広報用ビデオの貸出しのPRをしているか。（委員）

現在のところ，学校や官庁等へのビデオの貸出ししか行っていないので，前向きに検討したい。（庶務）

宇都宮市役所では，広報誌「うつのみや」を毎月1日に全戸に発行している。ほかに，メディアにあった情報内容を提供している。（委員）

栃木県警も広報誌を発行している。しかし，「警察安全相談窓口」に相談に来る市民のほとんどが広報誌を見ていないことがアンケートをとって分かった。警察のPR不足を感じている。（委員）

パソコンは限られた人しか利用しないので，私は，ホームページを媒体にする考えには否定的である。しかし，紙を全戸に配布するというのも莫大な費用がかかるだろうし，いずれも有効でないと思う。私は，情報を必要とするところ

るに必要な情報を提供するのが有効と感じた。裁判所にとっては難しいと思うが、それが出来ればよいと思う。誰でも「裁判所」の存在は知っているが、縁遠い。街の中に相談の窓口（サテライト）を設置するなど、もっと身近に感じられるようなものが必要ではないか。（委員）

## 2. 手続案内ビデオ「多重債務解決のために～手続案内～（宇都宮地裁製作）」上映実施

困っている方は、弁護士会、裁判所を含め、色々な相談窓口に行っているのが現状で、そこで扱えない相談内容についてどこを紹介したらいいのかということが問題で、横の連携が不十分だと感じている。（委員）

このビデオでは、法律相談は弁護士事務所へと説明している。裁判所は、法律解釈をするところであり、冷たいと感じられるが、逆に感情が入らない客観的な裁判をしてもらえるということは重要なポイントだと思う。それが県、市役所等と違うところであり、それらとは違った難しさがあると思う。今、ビデオを見て、色々な手続きがあることが分かったが、ビデオを製作してもどう市民に情報発信するかが問題である。また、法律相談の制度、裁判所職員の市民への対応に関する改革も行わないといけない。（委員）

昨年の裁判所見学者数は、何人か。（委員）

平成15年度は、73団体で、総数として1,481人となっている。その人数の内訳は、一般が494人、学生が987人である。（庶務）

## 3. 受付相談窓口の関係（意見交換事項(2)）

宇都宮市役所では、「無料法律相談」を弁護士に依頼して行っている。毎回、予約制だが、予約開始30分で定員が一杯になるほどの人気である。また、市民から相談を受けて、どこに紹介をしたらよいか分からないことが多いので、関係機関の横のつながりを作る連絡会等があればよいと感じた。（委員）

裁判所では、家裁、簡裁、地裁にそれぞれの受付があって、市民が各受付に行くことになっているが、総合病院や市役所では総合受付がある。裁判所にも

総合案内があれば便利だと思う。(委員)

市役所の「無料法律相談」に行くか、弁護士事務所に行くかの違いは、無料か有料かの違いだけである。市役所の無料法律相談は、いつも即座に定員になって予約もとれない状況であり、身近とは言えない。市民がこんな場合はどうしたらいいのか、相談できる機関等があればよいと思う。(委員)

「警察安全相談窓口」の専用ダイヤルがあるが、市民に知られていないのが現状でPR不足を感じている。警察職員が手続きの説明をすることができるようにしたいし、そのためには横の連絡が大事だと感じている。警察の相談窓口は24時間態勢なので、横の連絡ができれば大変な住民サービスになると思う。(委員)

裁判所からの紹介で多くの方が弁護士事務所に来ている。裁判所がどこまで相談に応じられるか難しい問題があるだろうが、裁判所で事件の振り分けをできる態勢(案内係以上の関与)、人の配置、関係機関の配置が今後の課題である。(委員)

裁判所は、法律相談には応じられないということか。(委員)

法律相談の定義の問題にもなるが、裁判所は、こういう手続きがあるとは説明できるが、これをした方がよいとはいえない所である。裁判所には、裁くというイメージがあるとのことだが、これは、刑事裁判をイメージされているのではないか。裁判所が目指している「開かれた裁判所」は、市民と市民の紛争解決を市民に利用しやすくするという意味で、民事手続を中心として考えているものである。(委員長)

調停協会でも相談を行っているが、ケースによっては簡裁の「特定調停」の手続を利用したらよいと助言している。(委員)

資料5に基づいて、「民事関係の受付窓口について」を概況説明(庶務)

裁判所という性質上、市民の側に立って相談を受けるのは無理だと思う。相談は、行政の仕事で、今後行政機関の充実をしてもよいと思う。また、新聞等

を見ていない人もいる訳で相談窓口も身近にするのが課題である。(委員)

連合栃木は任意団体であり、裁判所のような問題はない。栃木労働局、県の地方労働委員会は、裁判所のように中立性が求められることから、限界がある。そこで、お互いに意見交換をしたり、問題解決のためのルールを策定したりしている。そんな関係から横の連携、意見交換は必要であると感じている。(委員)

相談は、弁護士会や行政の方が適していると思う。裁判所には、相談よりも子供に対する法的教育の場の提供が期待されており、教育の場であってほしいと考えている。なかなか子供を裁判所に引き寄せることが難しいなら裁判所から出向くことも必要である。(委員)

最高裁も司法教育に取り組み始めており、次回の地裁委員会で説明することも考えている。(委員長)

#### 4. アンケートの実施(意見交換事項1(5))

意見交換事項1(5)は、出題された委員が欠席なので、次回に意見交換を行うこととしたい。(委員長)

#### 5. 庁舎・設備に対する配慮等(意見交換事項2)

裁判所では、標識を設置したり、部屋の表示の工夫をしたり色々な改善をしていることは分かるが、待合室が狭い、話が外に漏れる、廊下の通路で立って待たされる等、まだまだ利用者から見ると課題があると思う。裁判所の施設等についても点検して配慮していく必要があると思う。(委員)

外に塀がないので、思ったより入りやすいと感じた。(委員)

設備については分からないが、市役所及び県庁にはいずれも総合案内所があるし、ロビーがもっと広いと思う。(委員)

資料6に基づいて、「裁判所利用者の観点からの庁舎等設備への配慮について」を概況説明(庶務)

#### 6. 「裁判員制度」についての概要(意見交換事項2)

日本人は、感情に流されやすいので、制度としてできるのかと思った。制度の概要を説明してもらいたい。（委員）

資料7に基づいて、概況説明（庶務）

(4) 次回の意見交換のテーマについて

次回の意見交換テーマについては、本日残ったテーマのほか、司法教育についてもテーマとしたい。前回と同様、今回の議事概要がまとまり次第、委員会通信を送付することになる。その際、今、説明したテーマに関連又は追加の意見交換のテーマについて希望をとりたいと考えている。（委員長）

(5) 次回開催日について

次回は、平成16年7月7日（水）午後1時30分から3時30分まで宇都宮地方裁判所会議室で開催したい。（委員長）

以上

## 配布資料等目録

### 第1 資料

- ・資料1 宇都宮地方裁判所委員会委員名簿
- ・資料2 宇都宮地方裁判所の広報活動について
- ・資料3 宇都宮地方裁判所競売情報(ホームページ画面)(抄)(添付略)
- ・資料4 宇都宮地方裁判所本庁競売物件情報(3月11日付け新聞掲載)(添付略)
- ・資料5 配置図(本館2階)(添付略)
- ・資料6 写真(宇都宮地方裁判所本庁の周辺写真等)(添付略)
- ・資料7 裁判員制度における手続のイメージ(出典:司法制度改革推進本部顧問会議資料)(添付略)

### 第2 パンフレット等

- ・「宇都宮簡易裁判所民事手続案内テレフォンサービス」
- ・「宇都宮簡易裁判所 テレフォンサービス」(以下添付略)
- ・「裁判所ナビ - 裁判所ってどんなところ？」
- ・「初めて簡易裁判所を利用される方のために」
- ・「ご存じですか? 簡易裁判所の民事訴訟」
- ・「ご存じですか? 簡易裁判所の支払督促」
- ・「ご存じですか? 簡易裁判所の少額訴訟」
- ・「ご存じですか? 簡易裁判所の民事手続案内サービス」
- ・「ご存じですか? 簡易裁判所の民事調停」
- ・「特定調停の申立てをされる方のために」
- ・「特定調停の申立てをされる方のために - 事業を行っている方のために」

- ・「競売不動産の買受けをされる方のために」
- ・「強制執行の申立てをされる方のために」
- ・「再生手続開始の申立てをされる方のために」
- ・「再生手続開始の申立てをされる方のために（個人債務者用）」
- ・「会社更生手続ガイド」
- ・「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」
- ・「破産Q & A」
- ・「法廷ガイド - 裁判を傍聴する方々のために」

## 意見交換事項

### 1 「身近で分かりやすい裁判所の実現の方策」について

(1) 宇都宮地裁が市民サービスとして行っている業務にはどのようなものがあるか

(2) 裁判所の受付相談窓口には、どのようなものがあるのか。

(3) 裁判所からもっと情報発信，PRをしていくべきではないか。例えば，新聞，テレビ等をもっと利用すべきではないか。

(4) 裁判所主催の講習会を開いたらどうか。

(5) 宇都宮市民に対し，裁判所についてのアンケートを実施したらどうか。

(6) 裁判所の利用者の観点から，庁舎や設備にどのような配慮をしているか。

### 2 その他

「裁判員制度」について，制度の概要等を説明してほしい。

(資料1)

### 宇都宮地方裁判所委員会委員名簿

平成16.3.24現在

氏 名	役 職 等
瓦 岳	宇都宮地方検察庁三宮検事
板橋 賢二	日本労働組合連合会栃木県連合会 (連合栃木) 事務局長
小杉 尚洋仁	宇都宮市役所総合政策部庶務課長
込山 啓彦	栃木県警栃木県測事訓練センター (刑事総務課員事務課長)
栗 真子	栃木県探検会 常任理事
代田 郁保	作乐学院大学 経営学副教授
日中 徹少	栃木県弁護士会所属 弁護士
中野 啓弘	宇都宮地方裁判所長
伴 敏	(社)宇都宮青年会 所長
尾野 一	下野新聞社 社会部長
月松 健夫	黒羽刑務所 監査部長
山崎 順子	宇都宮家庭・地方・簡易裁判所 調停委員

(五十音順)

## 宇都宮地方裁判所の広報活動について

### 1 裁判所のホームページ

<http://www.courts.go.jp>

「各地の裁判所のホームページ」をクリックすると、宇都宮地方・家庭裁判所のホームページにアクセスできます。

### 2 電話やファクシミリによる手続案内等のサービス，インターネットによるサービス

「簡易裁判所民事手続案内サービス」 028-621-0020

「不動産競売情報等提供案内」 028-621-2981 又は 2983

「インターネットによる競売物件データベース」

<http://www.jaja.co.jp/utunomiya-chisai/>

### 3 憲法週間，「法の日」週間行事

刑事模擬裁判体験，民事パネルディスカッションほか。

憲法週間：5月1日～5月7日

法の日週間：10月1日～10月7日

### 4 裁判所公開講座

平成16年3月10日，多重債務者の債務整理に利用されている調停，破産などについての説明，相談を実施。

### 5 裁判所見学等

学校等の団体の法廷傍聴や裁判手続説明など，小学校高学年を対象として刑事模擬裁判など。

### 6 広報用ビデオ

「多重債務解決のために～手続案内～」ほか。

### 7 パンフレット等

「裁判所ナビ - 裁判所ってどんなところ？」ほか。

8 広報誌

「司法の窓」